

年 月 日

防犯カメラ設置運用基準届出書

山都町長 様

設置者  
住所  
氏名  
連絡先

（法人、団体等の場合は、事務所等所在地、名称（代表者名）及び連絡先）

山都町防犯カメラの設置及び運用に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

防犯カメラの 設置運用基準	
防犯カメラ設置年月日	年 月 日
防犯カメラの設置台数 及び機種	
防犯カメラの設置場所 及び撮影範囲（※1）	設置場所住所 撮影範囲
防犯カメラの設置の表 示（※2）	表示内容 表示場所
防犯カメラ管理責任者	住所 氏名 連絡先
防犯カメラの映像デー タの保管場所、保管方 法、保管期間	保管場所 保管方法 保管期間
備 考	
※1 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲が表記された図面等を提出すること。 ※2 防犯カメラの設置の表示を掲げる場所が表記された図面等を提出すること。 （※1の図面等に併せて表記する場合、提出は不要。）	

年 月 日

防犯カメラ設置運用基準届出書

山都町長 様

設置者

住所 山都町◆◆ ◆◆番地

氏名 ◆◆ ◆◆

連絡先

（法人、団体等の場合は、事務所等所在地、名称（代表者名）及び連絡先）

山都町防犯カメラの設置及び運用に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

防犯カメラの 設置運用基準	◆◆◆◆防犯カメラ設置運用基準
防犯カメラ設置年月日	◆◆年◆◆月◆◆日
防犯カメラの設置台数 及び機種	◆◆台 機種 ◆◆製、◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆（型式等）
防犯カメラの設置場所 及び撮影範囲（※1）	設置場所住所 山都町◆◆ ◆◆番地 撮影範囲 別添図面のとおり
防犯カメラの設置の表示 （※2）	表示内容 「防犯カメラ作動中です」 表示場所 別添図面のとおり
防犯カメラ管理責任者	住所 山都町◆◆ ◆◆番地 氏名 ◆◆ ◆◆ 連絡先
防犯カメラの映像データの保管場所、保管方法、保管期間	保管場所 山都町◆◆ ◆◆番地 ◆◆室内 保管方法 HDD、SDカード等 保管期間 20日間
備考	なし
※1 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲が表記された図面等を提出すること。 ※2 防犯カメラの設置の表示を掲げる場所が表記された図面等を提出すること。 （※1の図面等に併せて表記する場合、提出は不要。）	

## 防犯カメラの設置及び運用に関する基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、犯罪の抑止、予防及び再発防止その他地域の安全を確保することを目的として、\_\_\_\_\_ (以下「設置者」という。)が設置する防犯カメラの設置及び運用に関する基準を定める。

### (設置目的、設置場所等)

第2条 設置者は、設置する地区における犯罪の抑止、予防及び再発防止その他地域の安全を確保することを目的として、防犯カメラを設置・運用する。

2 設置する防犯カメラの設置年月日、設置場所及び撮影範囲は、防犯カメラ設置運用基準届出書に記載のとおりとする。

### (設置及び運用の制限)

第3条 設置者は、犯罪の抑止、予防及び再発防止等の効果を確保しつつ、個人の権利や利益の保護等に配慮して適正に設置し運用を行うこととする。

### (設置の表示)

第4条 設置者は、防犯カメラの撮影範囲内の見えやすい場所に、「防犯カメラ作動中」等の表示及び設置者の名称を記載したものを掲示することとする。

### (管理体制)

第5条 設置者は、防犯カメラの管理責任者を置くものとし、\_\_\_\_\_をもって充てる。

### (管理及び運用を委託する場合の措置)

第6条 設置者は、防犯カメラの管理及び運用に関する業務を外部に委託する場合には、この基準に規定する事項を遵守させることとする。

2 前項の場合において、設置者は必要があると認める時は、当該受託者に対し、防犯カメラの管理及び運用の状況に関し報告を求め、必要な指示を行うことができる。

### (設置者等の責務)

第7条 設置者、管理責任者及び防犯カメラを運用する者(以下「設置者等」という。)は、防犯カメラの管理及び運用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなけ

ればならない。

- (1) 本基準を遵守して、防犯カメラの適正な管理及び運用に努めること。
  - (2) 防犯カメラの映像データ（以下「映像データ」という。）から知り得た情報を他に漏らさないこと。
  - (3) 映像データを編集し、加工し、複製し、又は印刷しないこと。
  - (4) 映像データを保管するときは、盗難、散逸等を防止するために、施錠することができる保管庫を使用する等必要な措置を講ずること。
  - (5) 保管期間を経過した映像データは、消去又は破砕により当該データが復元できないように適切な処分を行うこと。
- 2 映像データの保管期間は、法令に基づく手続により照会を受けた場合などをのぞき記録した日の翌日から起算して\_\_\_\_\_日とする。
- 3 設置者等は、その職を退いた後においても、映像データから知り得た情報を他に漏らしてはならない。

（映像データの情報提供制限）

第8条 設置者等は、次の各号に掲げる場合を除き、映像データ及び映像データに係る情報を他に提供してはならない。

- (1) 映像データで識別される特定の個人の同意がある場合
- (2) 法令又は条例に定めがある場合
- (3) 町民等の生命、身体又は財産の安全の確保その他公共の利益のために、緊急かつやむを得ない理由がある場合
- (4) 法令に基づき設置された捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合

（苦情処理）

第9条 設置者等は、町民等から防犯カメラの運用又は映像データの取扱いについて苦情の申出があったときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

（その他）

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は設置者が別に定める。

（附則）

この基準は、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日より施行する。